

広島県告示第八十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十一年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所在地	効力を有する期限	備 考
中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	平成三四年二月六日	更新
シラネ外科胃腸科	広島市安芸区中野東一丁目二番二九号		
広島大学病院	広島市南区霞一丁目二番三号		